

アラブ首長国連邦：刑罰の対象となる行為（注意喚起）

最近、外国人によって行われた「駐車中の車内や公共の場所での抱擁・キス」、「もめ事の相手に中指を立てる」等の行為が、アラブ首長国連邦のドバイにおいて違法行為として摘発され、裁判で懲役などの実刑判決を受ける事案が発生しています。

「抱擁・キス」及び「中指を立てる」行為は、多くの国では挑発的なジェスチャーに過ぎないとされていますが、アラブ首長国連邦を含め、イスラム教が主流を占める国では「わいせつな行為」として認識されています。アラブ首長国連邦でこうした行為を公共の場所において行えば、同国の刑法典で規定されている「公然わいせつ」の構成要件を満たすこととなり、「最短でも拘束6か月」の処罰の対象となります。また、外国人が同国においてこれらの行為を行った場合、拘禁期間終了後直ちに国外退去の処分の対象となります。

また、アラブ首長国連邦では、婚姻証明書等で婚姻関係を証明できない男女がアパート同居、ホテルでの同部屋宿泊等を行った場合も、同国における法律に違反し、状況によっては処罰の対象となる可能性があります。また、公然と飲酒・酩酊する行為、ラマダン中に公然と飲食する行為等も処罰の対象となっています。警察等の治安機関が、これらの犯罪を対象とした取締強化期間を設けることもあります。

つきましては、近隣アラブ諸国の中では比較的自由的な気風の強いアラブ首長国連邦ではありますが、かかる事例が実際に生じていることもあり、同国に渡航・滞在される方は、上記のような文化、刑罰の違いをよく理解し、同国内における行為や行動には十分注意してください。